

専修大学法学研究所 研究会・シンポジウム

沖縄・辺野古訴訟と地方自治

～二つの辺野古訴訟を架橋する試み～

2013年12月に辺野古新基地建設のための辺野古・大浦湾海域の埋立てが承認されて以降、沖縄県と国との間で、この埋立承認をめぐって（埋立承認の職権取消しと撤回処分）、そして、埋立区域で軟弱地盤が「発覚」したのは、変更不承認をめぐって裁判で争われてきました。ついには、この沖縄県と国との辺野古訴訟は、地方自治法上の代執行訴訟に化しています。

一方、沖縄県の住民は、国を相手にした、もう一つの辺野古訴訟で争っています。国土交通大臣は、沖縄県知事による「埋立承認の撤回」と「変更不承認」の双方を取り消す裁決をしましたが、沖縄県の住民らが、この二つの裁決の取り消しを求める取消訴訟を提起しています。前者は、第1審で原告適格等を理由に訴えが斥けられましたが、現在控訴審に係属中です。後者は那覇地裁に係属中です。

沖縄県と住民の訴訟は、埋立承認の取消・撤回処分と変更不承認処分の適法性を争点する点では共通しています。本研究会・シンポジウムでは、この二つの辺野古訴訟のめざすものを一緒に考えてみたいと思います。二つの辺野古訴訟をつぶさに検証することで、辺野古訴訟全体をめぐる法的論点をいま一度精査し、公法学の理論的課題や、代執行訴訟以降をどのように展望すべきかを考えたいと思います。

【 プログラム 】

1 趣旨説明 山田健吾（専修大学教授）

2 報告

◇ 「住民が問う辺野古新基地埋立訴訟～環境・防災の統制」

福井秀夫（政策研究大学院大学教授）

◇ 「沖縄県が問う辺野古新基地埋立訴訟」

白藤博行（専修大学名誉教授）

◇ コメント

山下竜一（専修大学教授）

日時：1月26日（金）16時30分開場 17時開始

場所：専修大学神田キャンパス 7号館731教室

東京都千代田区神田神保町3-8

●ご参加には事前の申し込みが必要です。参加費は無料です。

●会場での参加もしくはオンラインでの参加をご希望の方は、2024年1月22日（月曜日）までに、申し込み専用フォームよりお申し込みください。申し込み方法についてご不明な点がございましたら、

twohenokolitigationstudy@gmail.com までお知らせください。

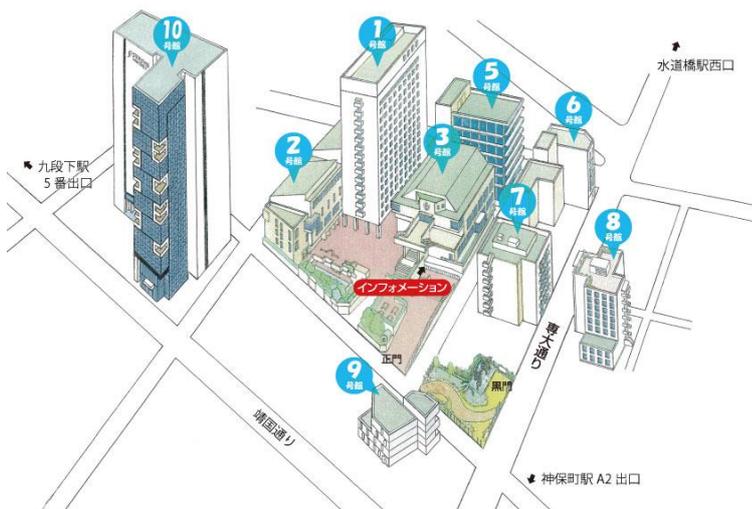
●オンライン参加を希望される方には、参加方法について前日までにメールでお知らせします。

●報告資料等のダウンロード方法については、参加をお申し込みいただいた方に、前日までにメールにてお知らせします。

報告資料は会場に用意する予定ですが、可能な限りダウンロードをしてご持参いただくようお願いします。

参加申し込みはこちらから

<https://x.gd/FgY83>



・水道橋駅（JR）西口より徒歩 10 分

・九段下駅（地下鉄／東西線、都営新宿線、

半蔵門線）出口 5 より徒歩 7 分

・神保町駅（地下鉄／都営三田線、都営新宿

線、半蔵門線）出口 A2 より徒歩 5 分

本研究会・シンポジウムに関する問い合わせは、twohenokolitigationstudy@gmail.com（山田健吾・専修大学）まで。